

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、経営理念としてお客様に「ありがとう」と言われる均一で安心感のあるお手軽なサービスを提供し、世界一多くのお客様から必要とされるヘアカットチェーン店を目指しております。その実現のために、国内においては、ヘアカット専門店「QB HOUSE」を展開し、さらに20~40代の男女をメインターゲットとする「FaSS(ファス)」も展開しております。また、海外においては、シンガポール、香港、台湾、アメリカ合衆国に進出し、グローバル展開を図っております。

「ヘアカット事業」を通じて社会に貢献し、企業価値を継続的に向上させることを経営上の最重要課題と捉え、全てのステークホルダーから信頼される企業グループを目指しております。また、経営の健全性、効率性及び透明性を確保するための様々な取り組みを実施し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

(コーポレート・ガバナンスに関する基本方針)

- (1)株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (2)株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- (3)会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (4)取締役会の実効性を確保する。
- (5)中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4 - 10 - 1 独立社外取締役を主要な構成員とする諮問委員会の設置】

当社は、監査役会設置会社であり、独立社外取締役を3名選任しておりますが、取締役会の過半数には達していません。現在、独立社外取締役を主要な構成員とする経営諮問委員会を設置し、その詳細な運用面について検討しております。

【原則4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

現在の取締役会は、独立社外取締役3名を含む取締役7名で構成されており、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならないとしています。現在、当社の取締役は全員男性かつ日本人となっておりますが、ジェンダーや国際性における多様性の確保について重要な課題のひとつと認識しており、今後検討してまいります。

監査役については、業務監査や会計監査などで期待される役割・責務を果たす上で、必要な財務や会計、会社法や人事労務などの法務に関する豊富な知識や経験、経歴や実績、能力を有する監査役を選任しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4 . 政策保有株式】

当社は、政策保有株式については、原則として保有しない方針であります。有価証券報告書に記載のとおり、現在政策保有目的の株式は保有していません。

【原則1 - 7 . 関連当事者間の取引】

当社では、当社が役員や主要株主と取引を行う場合において、かかる取引が会社及び株主共同の利益を害することがないよう、下記の体制を整備しております。

・関連当事者間取引については、重要なものは取締役会での承認を、そうでないものは取締役会に報告することとしております。また、当該取引に関する取締役を特別利害関係人相当として議決から除外するなど厳格な手続きによっております。

・役員及び主要株主との取引については、定期的にその有無を確認しております。

【原則2 - 6 . 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の運用等の制度はなく、財政状況への影響はありません。

【原則3 - 1 . 情報開示の充実】

(1)経営理念は当社ホームページに開示しております。

(2)本報告書1.1に記載しております。

(3)取締役の報酬等については、企業業績と企業価値の持続的な向上と、株主との価値共有に資する体系であることを方針としております。株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会が代表取締役社長に一任決議した上、個別の実績と能力を踏まえて、代表取締役社長が当社取締役の個別の報酬を定めております。

(4)取締役候補者及び監査役候補者は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならないとしております。取締役候補者の選任手続きは、代表取締役が取締役候補者を取締役会に付議し、取締役会の決議により決定しております。また、監査役候補者の選任手続きは、監査役会の構成を考慮し、代表取締役が監査役会の同意を得た上で行っております。

経営陣幹部がその機能を十分に発揮していないと認められる場合、不正な職務執行又は法令若しくはその他の当社規程に違反する重大な行為があった場合には、社外取締役及び社外監査役も出席する取締役会において十分に審議の上、辞任勧告、代表取締役・業務執行取締役としての解職、株主総会への解任議案の付議などを行います。

(5)取締役・監査役については、経歴、各人の見識・人格等を総合的に判断し、当社役員に相応しい候補者を選定しております。個々の取締役・監

査役候補者の略歴及び選任理由については、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、「取締役会規程」を制定し、法令等に準拠して取締役会で審議する内容を取締役会に付議すべき事項として定めております。また、「職務権限規程」を定め、経営陣が執行できる範囲を明確にしており、組織変更等に応じて、常に見直しを行う仕組みを構築しております。取締役会は原則毎月1回開催し、会社の重要な業務執行の決定を行うとともに業績の進捗についても報告し対策等を検討しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役候補者の選定にあたっては、東京証券取引所の独立性基準に基づき候補者を選定しております。候補者の選定理由は、株主総会招集通知及び本報告書にて開示しております。

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての多様性】

当社の取締役会は、取締役が7名、監査役は3名で構成しております。社外取締役は3名以上とすることを基本的な考え方としております。業務執行取締役は、会社の業績等の評価や各役割・責務を実効的に果たすための知識や経験、専門性に加えて、的確かつ迅速な意思決定ができることなどを踏まえ、総合的に評価・判断し、公正かつ適切に選任しております。社外取締役には企業経営の経験や弁護士等の専門性を有する人材を、社外監査役には企業経営の経験や高い専門性を有する人材を選任するなどして、事業の競争力を伸ばしながら、健全で持続可能な成長が図れるよう、社外役員の知識・経験のバランスには十分配慮しております。

【補充原則4-11-2 役員の兼任状況】

取締役・監査役の兼任状況については、有価証券報告書の役員の状況の記載欄に記載しております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性について分析・評価】

当社は、コーポレートガバナンスの視点から取締役会全体の実効性を確保するために、取締役会が適切に機能しているか、年1回取締役会の自己評価を実施することとしています。

2019年度は、取締役・監査役のアンケートをベースにして分析・評価を行いました。その結果、当社の取締役会は、取締役の構成、運営、機能等に関し、概ね適切と判断しました。

なお、更なるガバナンス強化のため、取締役会支援体制の整備、委員会の工夫等が今後の課題であると認識しております。これらを踏まえ、引き続き取締役会の実効性の確保に取り組んでまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニングの方針】

当社の取締役及び監査役は、その役割を果たすために、当社の財務状態、法令遵守、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、積極的に研修に参加し、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積み重ねなければならないこととし、取締役及び監査役を対象としたコーポレートガバナンス等の研修会を検討しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、当社が相当と認める範囲及び方法で株主及び投資家等との間で建設的な対話を行うこととしております。

株主や投資家に対しては、決算説明会を年2回開催する予定としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,289,700	17.93
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A / C NON TREATY	1,250,700	9.79
日本マスタートラスト信託銀行(信託口)	1,120,400	8.77
インテグラル株式会社	592,300	4.63
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	519,600	4.06
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A / C USL NON - TREATY	507,600	3.97
北野 泰男	392,000	3.06
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	374,829	2.93
株式会社日本カストディ銀行(証券投資信託口)	267,700	2.09
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 380578	243,700	1.90

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 **更新**

1. 上記の資本構成は、2020年12月31日現在の状況です。

2. 2020年2月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社及びその共同保有者であるMorgan Stanley & Co. International plc並びにMorgan Stanley & Co. LLCが2020年2月14日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含

めておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

【指名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】

モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社 10,202株(0.08%)

Morgan Stanley & Co. International plc 576,200株(4.55%)

Morgan Stanley & Co. LLC 23,700株(0.19%)

3. 2020年12月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三井住友DSアセットマネジメント株式会社が2020年11月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

【指名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】

三井住友DSアセットマネジメント株式会社 592,600株(4.64%)

4. 2020年12月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ノムラ インターナショナル ピーエルシー及びその共同保有者である野村アセットマネジメント株式会社が2020年12月15日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

【指名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】

ノムラ インターナショナル ピーエルシー 93,700株(0.73%)

野村アセットマネジメント株式会社 844,600株(6.62%)

5. 2020年12月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、アセットマネジメントOne株式会社が2020年12月15日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

【指名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】

アセットマネジメントOne株式会社 482,300株(3.78%)

6. 2020年12月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、りそなアセットマネジメント株式会社が2020年12月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

【指名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】

りそなアセットマネジメント株式会社 803,300株(6.29%)

7. 2020年12月28日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、トライヴィスタ・キャピタル株式会社が2020年12月24日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

【指名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】

トライヴィスタ・キャピタル株式会社 1,839,000株(14.41%)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	6月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
大宮 立	弁護士													
菊地 唯夫	他の会社の出身者													
斎藤 敏一	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大宮 立			同氏は、弁護士としての専門的知見と企業法務に関する豊富な経験に加え、当社での監査役経験を有しており、当社の経営に対し客観的な視点から適切な助言をいただけることから、選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員に指定しております。

菊地 唯夫		同氏は、ロイヤルホールディングス㈱の代表取締役会長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言をいただくことによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけるものと判断し、選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員に指定しております。
斎藤 敏一		同氏は、㈱ルネサンスの代表取締役会長執行役員を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくことによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけるものと判断し、選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人には、適時情報の提供を行い、独立監査人としての監査を受けており、監査役は一年を通じて実施される会計監査人による期中監査や決算時監査について報告書を受領し十分な説明を受けております。また、内部牽制機能を確保するため内部監査室を設置し、監査役には内部監査における問題点の報告等を実施し、連携して監査の実行性を図っております。これらを踏まえ、監査役、会計監査人、内部監査室長の三者連携のために三様監査会議を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
細野 幸男	他の会社の出身者													
上條 謙司	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
細野 幸男			同氏は、ニッセイ同和損害保険㈱において、取締役、常任監査役を務めた豊富な業務経験に加え、上場会社での監査役経験を有していることから、経営の監視と適切な助言を頂けるものとして選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員に指定しております。
上條 謙司			同氏は、本田技研工業㈱において培った人事労務に関する豊富な業務経験に加え、日本電産エレシス㈱での監査役経験を有していることから、経営の監視と適切な助言を頂けるものとして選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと認められたため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社では、専門的な知見に基づき客観的かつ適切な経営監視機能が期待でき、かつ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

取締役の企業業績向上へのインセンティブ効果や株主重視の経営意識を高めることを目的として、従来の取締役報酬等の額とは別枠にて、取締役(社外取締役を除く)に対して、ストックオプションとして新株予約権を割り当てることとしております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

- ・ストックオプションは、当社の業績向上のため、役職員の士気向上を目的として実施したものです。
- ・株式の種類は普通株式とし、株式1株当たりの行使価格は520円(第1回・第2回新株予約権)、550円(第3回新株予約権)としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役の年間報酬総額を記載しております。また、社外役員の年間報酬総額を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、経営理念のもと役割発揮に対する対価として機能させるほか、中長期的な会社業績向上及び企業価値拡大に対するインセンティブとして有効に機能させることを方針としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役への連絡(取締役会の開催など)は管理本部で行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

< 業務執行の体制について >

・当社は取締役及び監査役の参加による月1回の定時取締役会を開催し、経営に関する意思決定を行い、重要案件が生じた場合は、その都度臨時取締役会を開催しております。また、月1回の定時監査役会を開催し、必要に応じて適宜臨時監査役会を開催し、経営のチェック機能を果たしております。

< 監査・監督 >

・社外監査役2名を含む3名の監査役による監査役会を基本としております。また、内部監査室を設置して、コンプライアンスの強化と会社情報等への信頼性を確保する体制としております。会計監査人は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。

< 監査役の機能強化に向けた取組 >

・社内の経営陣から独立した社外監査役2名を含む3名の監査役は、原則月1回開催される定時監査役会及び必要に応じて適宜実施される臨時監査役会における意見交換と、取締役会、その他の重要な会議に出席するとともに、代表取締役との定期的な意見交換も行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コンプライアンスに徹した透明性の高い健全な経営を推進し、経済性・効率性を追求するとともに、公平かつ適法な事業運営を実現して企業の社会的責任を果たしていくため、業務執行と監督の分離、相互牽制の強化及び社外取締役、社外監査役等のチェックが行えるよう、現行の企業統治体制を敷いております。また、当社は、事業に係るリスクの発生を未然に防止し、問題点の早期発見及び改善を行っていくため、監査役、会計監査人及び内部監査室が緊密な連携を保ちつつ、それぞれの観点から監査を行う体制をとっております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知は、法定期日より早期に発送できるよう努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は6月決算であり、定時株主総会は毎年9月に開催することから、集中日にあたらないものと考えております。
電磁的方法による議決権の行使	パソコン、携帯電話又はスマートフォンによる議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文での招集通知を提供しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ内にて開示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会については開催しておりましたが、現在の環境下、一旦中止しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家に対する決算説明会を開催しておりましたが、現在の環境下、資料や動画にて決算説明を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向けの定期的説明会については、外国人持株比率をふまえて今後検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、決算説明資料、株主総会招集通知、プレスリリース資料などを適時に掲載してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>長期的な企業価値の向上のために、株主のみならず従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会その他の様々なステークホルダーの利益を尊重します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会及び環境問題等を巡る課題について、積極的かつ能動的に取り組めます。 ・女性の活躍促進を含むダイバーシティを推進し、多様性を強みとする企業風土を醸成します。 ・当社及び当社グループ役員による法令等の違反を早期に発見し是正することを目的として内部通報制度を整備すると同時に、社内から独立した通報窓口を設置し、これらを適切に運用しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	シンガポールの小児がんのチャリティイベント「Hair For Hope」のスタイリスト部門のメインスポンサーや災害時の募金活動等を通じて社会貢献活動に取り組んでおります。また、日本国内では、児童施設に入所しているお子さんへの無料ヘアカット体験などを通じて社会貢献活動に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	法令に基づく開示のほか、経営計画、経営戦略及び経営課題等、全てのステークホルダーにとって重要と判断される情報について適切に開示するとともに、株主及び投資家等との建設的な対話に資するための情報の発信に努めてまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する基本方針は、次のとおりです。

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社及び当社子会社は、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営方針等の重要な事項についての意思決定を行うとともに、取締役から業務の執行状況について報告を受ける。
- (2) 当社及び当社子会社の監査役は、関連法令、定款及び社内ルールの遵守状況を監査するため、取締役会等の重要会議に出席するほか、実地により監査する体制とする。
- (3) 法令遵守と公正な倫理観が企業存続の必要条件であるとの認識のもと、当社においてコンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会は、当社及び当社子会社の各コンプライアンス責任者等により構成され、法令遵守に関する基本方針及び必要な取り組み内容を決定し、実行する。また、コンプライアンス委員会は、基本方針及び取り組みの内容及び実施状況について、必要に応じて進捗状況を取締役に報告する。
- (4) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人のコンプライアンス意識の醸成を図るため、関連法令並びに定款・諸規程の遵守を徹底するための教育・研修を実施する。
- (5) 当社は、被監査部門等に対する十分な牽制機能を確保するために、代表取締役社長の直轄部門として内部監査室を設置する。内部監査室は、監査役とも連携し、使用人の職務執行の適正性に加え、法令並びに定款及び諸規程の遵守状況に対する監査を実施する。
- (6) 当社において内部通報窓口を設置し、当社及び当社子会社の使用人は法令に違反する不正行為等を発見した場合には当該窓口に通報しなければならない。
- (7) 当社及び当社子会社は「個人情報取扱規程」を定め、個人情報の適切な管理と保護に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る各種文書及び帳票類等については、法令及び社内規程に基づき、適切に作成、保存、管理する。
- (2) 取締役、監査役及びその他の関係者が、株主総会、取締役会その他重要な会議の議事録並びに稟議書、決裁書その他の重要な決裁に係る書類等を常時閲覧できるよう適切に保存、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社及び当社子会社の取締役は、当社及び当社子会社に損失を及ぼす可能性のあるリスクの管理のために必要な体制を構築し維持する。
- (2) 各部門の所管業務に関連するリスクについては、当該部門が管理を担当し、個別規程、マニュアル等を整備するとともに、必要に応じて使用人に対する教育・研修等を行う。
- (3) 当社及び当社子会社の取締役は経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、予め必要な方針を整備し、当該リスクが発現した場合にはその損失を最小限にとどめるために必要な対応を迅速に実行する。

4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社及び当社子会社は、取締役会において経営方針等の重要な事項についての意思決定を行うほか、各取締役からの業務の執行状況に係る報告を通じて企業集団としての業務執行状況を統制する。
- (2) 業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等において業務の分掌並びに決裁権限、決裁手続き等を定め、当社及び当社子会社における責任範囲の明確化と権限移譲を行うことで、意思決定の迅速化を図る。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 企業集団における経営の健全性及び効率性の向上を図るため、各子会社に対して必要に応じて当社から取締役及び監査役を派遣し、子会社における業務の執行を監督する。
- (2) 当社において子会社を管理する主管部門を定め、当該主管部門は子会社における重要事項について子会社による報告を義務付けるとともに、必要に応じて協議を行う。
- (3) 関係会社の業務執行については、「関係会社管理規程」に従い、適正に情報の収集及び管理を行うものとする。また、その運営状況は必要に応じて監査役の監査対象とする。
- (4) 当社の内部監査室により、当社の子会社における業務執行の適正性に関する監査を実施する。

6. 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実行性確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、その補助すべき目的に応じた知識、経験を勘案して選任配置するものとし、当該使用人の取締役からの独立を確保するため、補助業務に関しては、取締役からの指示を受けず、監査役の指揮命令下で遂行することとする。
- (2) 当該使用人の人事異動、評価等を行う場合は、予め監査役に報告し意見を求めるものとする。

7. 当社取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人等が当社監査役に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 監査役は重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることとする。
- (2) 当社及び当社子会社の取締役並びに使用人は、会社に重大な損失を与える事項又はその恐れのあるとき、取締役及び使用人による違法や不正行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときに、監査役が使用人等から直接報告を受けられるよう、通報者に対して不利益な取扱いを受けないことのないよう体制を整備する。

8. 監査役の職務執行について生じる費用の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法388条に規定する費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理することとする。
- (2) 監査役が職務遂行に必要なと判断した場合、弁護士及び公認会計士等の外部専門家に依頼する場合の必要な監査費用を認めることとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、当社及び当社子会社の代表取締役並びに取締役と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換をできる体制とする。
- (2) 監査役は、内部監査室から当社及び当社子会社の各部門に対する内部監査の内容について共有するために定期的な会合を開催するほか、

内部監査とともに往査を実施する等により、相互連携を図る。

(3) 監査役は、会計監査人との間で年間監査計画の確認や四半期毎の会計監査結果の報告を受けるために定期的な会合を開催する。また、必要に応じて会計監査人による期中監査及び期末監査に同席し、都度、説明を受けるなど相互連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力とはいかなる関係も持たず、不当要求等については毅然とした態度で対応することを方針としております。経営会議をはじめとする当社グループの主要な会議体や、全体会議などの機会を利用し、定期的にその内容の周知徹底を図っております。

当社における反社会的勢力排除体制として、「反社会的勢力対応規程」を制定し、反社会的勢力対応部署及びその責任者を管理本部及び管理本部長と定めております。

新規取引先並びに新規採用者について、記事検索、信用調査会社の情報検索等により審査した後、管理本部長が反社会的勢力の該当性を判断しております。既存取引先に対しては、原則として年に1度、継続取引先で前回調査実施から1年以上経過している取引先について調査を行うとともに、総務人事部が、新規取引先調査に準じた方法で確認を行っております。

また、取引当事者間の法的関係を規定する契約・規約・取引約款等において、取引先が反社会的勢力等と関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には契約を解除できる旨の排除条項を盛り込んでおります。

反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、顧問弁護士及び全国暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

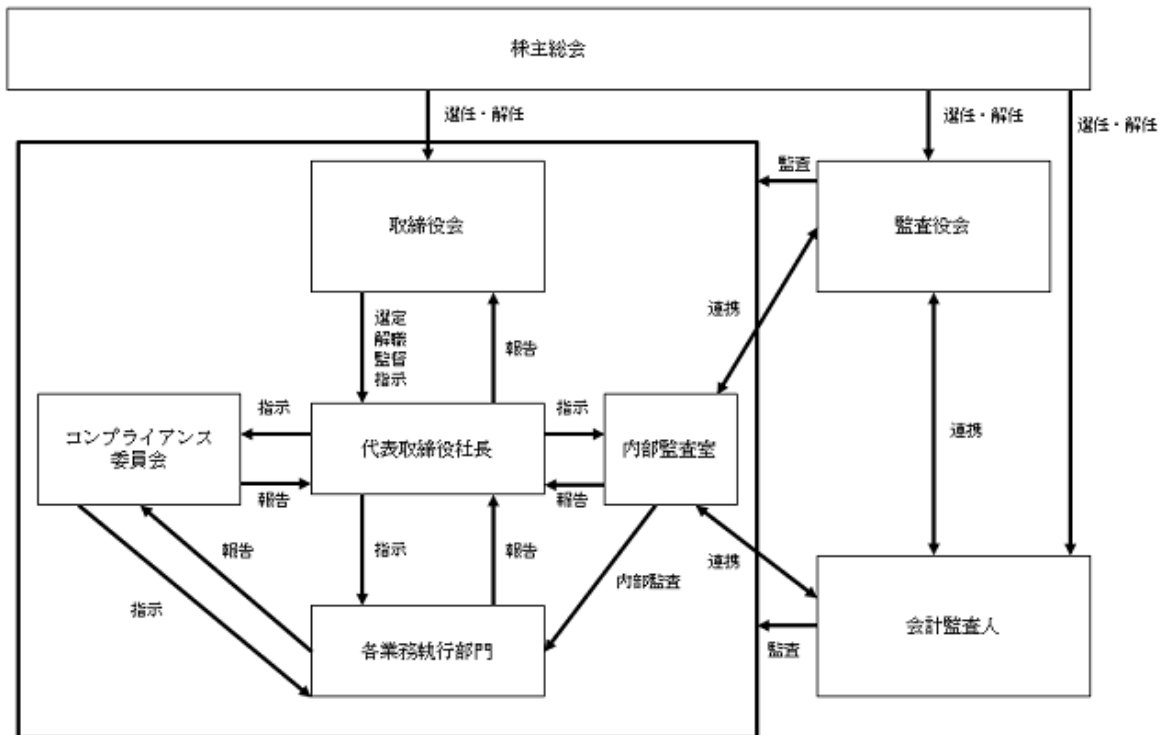
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、「透明性」「公平性」「適時性」を基本姿勢とし、金融商品取引法やその他の法令、証券取引所の定める適時開示規則に則った情報開示を行います。

また、適時開示規則等に該当しない情報についても、株主・投資家・証券アナリストなどの要請に可能な限り応えるべく、公平かつ積極的な開示に努めております。

当社およびグループ会社にて発生した重要情報は、管理本部に集約され、当該情報の開示の検討・時期・方法等につき速やかに顧問弁護士等と協議のうえ、適時開示の責任者である取締役の承認を得て、当該情報を開示しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要(模式図)】

